# 国連創設とダレスの集団安全保障観の軌跡

道徳性の強調と非軍事的措置へのこだわり

田

肥

進

目次

二.国際連合と集団安全保障

集団安全保障観:非軍事的措置へのこだわり

□ 国際連盟、不戦条約と集団安全保障

⑤ ダンバートン・オークス提案と軍事力依存への批判⑤ 集団安全保障と平和的変更システム⑥ 集団措置としての経済制裁

四

おわりに

55 - 4 - 57 (名城 '06)

安全保障体制についてどのような見解をもっていたのかを、国連創設までの彼の考え方の軌跡を辿りながら検討 ようするものである。 団の顧問として参加 一九四五年四月から六月にかけて開催されたサンフランシスコにおける国連創設会議に、 したダレス (John Foster Dulles) が、 国連が本来目指した安全保障の枠組み、 すなわち集団 アメリ 力代 表

権の超党派外交に協力し、一九四五年には、サンフランシスコ国連創設会議のアメリカ代表団顧問として、 政権の国務長官としてアメリカの冷戦外交を担い、一般に、強硬な反共主義外交を展開したことで知られる。 創設に関与し、 しその一方で、 改めて述べるまでもなくダレスは、一九五三年一月に始まる共和党アイゼンハウァー また一九五〇年から翌五一年にかけては、対日特使として対日講和条約の締結に大きな役割を果た 彼は、第二次大戦の終結直前から一九五一年にかけて民主党トルーマン (Harry S. Truman) 政 (Dwight D. Eisenhower) 国連の

同第五二条の地域的取極に関する規定であった。 際法上の根拠こそ、国際連合の本来の目的であった集団安全保障による平和という原則に背反するものでありなが カ、ひいては、 に基本的には依存せず、二国間或いは三国間の反共軍事同盟や地域的集団防衛機構を結成することにより、 冷戦の最中に外交の責任者になったダレスは、主として冷戦のために機能しなくなった国連の集団安全保障体制 中南米諸国やアメリカ代表団の要請によって例外的に設定された国連憲章第五一条の集団的自衛権規定であり、 いわゆる西側諸国の安全や利益を守ろうとした。そしてこの同盟や地域機構の結成を可能とした国 アメリ

たことはすでに別稿で論じた。 しかもこの例外規定の設定に大きな役割を果たしたと推定される人物こそ、 アメリカ代表団顧問のダレスであっ

を感じていたのである。こうしてダレスは、サンフランシスコにおいて、「集団安全保障による平和」原則と相容 その実効性にも問題があると考えていた。すなわち、彼は集団安全保障という理想主義的アプローチに一定の限界 た集団安全保障体制を事実上、骨抜きにしてしまったばかりか、それが否定したはずの れない集団的自衛権を容認することにより、当時、必ずしも彼が意図したことではなかったものの、 ダレスは、集団安全保障が最終的には軍事力に依存した制裁にその核心を置いていることに批判的であり、 いう平和と安全のための伝統的アプローチへの回帰を事実上容認してしまった。 ダレスが特に集団的自衛権規定の設定を主張した直接的理由は、主として中南米諸国の地域機構設立の動きやモ ・ドクトリンの原則を守ること、及び当時かすかに見え始めた冷戦の兆候、すなわちソ連の行動に対する警 当時の国際政治情勢の変化に伴う現実主義的な対応にあったと言うことができるが、その一方で、 「勢力均衡による平和」 国連が目指 0

る一九二〇年代の初めから、 ていったのかを検討することとする。 変化に応じて、どのように織り成され、国際連合の中核を成す集団安全保障に対する彼の考え方を形成し、 経験を通して、 ウィ (憲章の原案ともなっ ·力代表団の法律顧問として若干三一歳の若さで出席し、ウィルソンの理想主義を学ぶとともに、そこでの様々な ルソン (Woodrow Wilson) 大統領のプリンストン時代の学徒であるダレスは、 リアリストとしての外交感覚や国際政治観を体得した。そこでここでは、それらが国際政治情勢の たダンバー 彼がサンフランシスコ会議において集団的自衛権を提案するまでの時期、すなわち国 1 ン・オークス提案 (The Dumbarton Oaks Proposals) なお、 検討の対象とする時期は国際連盟へのアメリカの不参加が明らかとな ヴェルサイユ会議にア が作成され た時期ま 変化 X

識が、 ていると推定される。 同上論文、五五 一九四五年のサンフランシスコ国連創設会議における (集団安全保障とは異質な) 集団的自衛権の提案につながっ 六三頁。なおダレスは、すでに一九二九年に国家の固有の権利としての自衛権を認めており、

Manuscript Library, Princeton Univ.) (以下 Dulles Papers とする), pp. 4,5 John Foster Dulles, "The Renunciation of War", 1929, The John Foster Dulles Papers (Princeton, NJ, Mudd

### 国際連合と集団安全保障体制

圧しようというもの」である。 含んだ関係諸国家の組織的な協力体制を作り、これら国家全体の集団としての力によって、平和の破壊を防止・抑 国家間或いは国家群間の力の均衡によって安定と平和を維持しようとするのではなく、「対立関係にある国家をも 盟において、 たものと看做し (連盟規約第一六条)、平和の回復のために集団で対処することとされた。 たが、そこではより具体的に、国際的約束に違反して戦争に訴えた国は、 よく知られているように、安全保障方式としての集団安全保障という考え方は第一次大戦後に創設された国際連 それまでの勢力均衡に代わるものとして採用されたものであった。それは勢力均衡のように、 この「組織的な協力体制」の具現化されたものこそ国際連盟であり国際連合であっ 他の総ての加盟国に対し戦争行為を行っ 単なる

連憲章第六章) を目指すことが要請されているが、 底した対応措置が国連憲章によって規定された。すなわち、 特に国際連合においては、これも周知のように、国際連盟の対処方法の曖昧性、 平和に対する脅威、 一般に紛争が発生した場合には、 平和の破壊及び侵略行為、 不徹底性へ まず平和的解決 の反省から、 すなわち憲章違 より徹 (国

非軍事的措置 反行為に関しては、安全保障理事会がそれら違反行為の存在の決定 (第七章第三九条) を行 第五〇条)、すなわち武力による制裁措置を発動することとされたのである。 (第七章第四一条)を発動し、それが不十分と認定された場合には軍事的強制措置 (第七章第四二条 ίį まず経済制裁等の

徴があるが、この方式の真の目的は、各国が、国際機構を通じて侵略を停止させるための集団行動に結集すること 束、すなわち集団行動への関与を受け入れる必要があるであろう。てよいであろう。しかも集団安全保障体制が機能するためのより基本的な要因は、 家による圧倒的な軍事力によって制裁を受けることになることを認識させ、侵略行動を抑止することにあると言っ が行われることになるのである。集団安全保障は、以上のように集団的な制裁措置、特に軍事的制裁措置にその特 を、前もって約束することによって、もし潜在的な侵略国が侵略行動に訴えた場合には、当該国は他のすべての国 かなる国家による武力の行使も、 このように、集団安全保障体制の下では国際紛争を解決する手段としての武力の行使は放棄され、 自衛の場合を除き、侵略行為と看做され、それに対する集団行動、すなわち制裁 すべての国家が無条件に上の約 て

当該国と戦わねばならないことを意味していると言ってよいであろう。換言すれば、 対する自由裁量の余地はなく、 れることは許されないばかりか、たとえ侵略の理由に正当性があると思われてもそれが侵略行為と認定されれば、 のである。これは侵略者が特別な関係を有する国家、たとえば同盟関係にある国家であってもそれと戦う義務を免 すなわち侵略が何時、何処で起ころうとも、 集団措置への参加は加盟国の自動的義務である。 また侵略者が誰であろうとも、 加盟国は侵略者と戦わねばならな 個々の加盟国には集団措置に しし

主として次のほぼ四つの理由により著しい限界があると一般に認識されていると言ってよいであろう。 かしこのような (国連の) 集団的な軍事的強制措置、すなわち集団的武力制裁は、実際には、 国際連合の集団安全保障は具体的には安全保障理事会の決議に基づく集団措置を意味しているが その機能にお L١

'06) 55 - 4 - 60

'06)

'06) 55 - 4 - 62

留意する必要があるであろう。 保障の核心が軍事力の行使にあり、 その目的、すなわち侵略の抑止効果とその結果としての平和の維持は期待できないであろう。もっとも、 略を正当化することはできず、また、いかなる状況においても集団行動に全面的に参加するとの決意がなければ、 すでに述べたように、集団安全保障体制の最大の目的は、平和の維持であり、正当と思われるいかなる理由も侵 今日においてもそれが持つ平和の本質的問題が解決されたわけではないことに 集団安全

いずれにしても、 以上のように理解できる集団安全保障をダレスはどのように評価していたのか、 次に検討する。

- に陥ったため、 実際には勢力均衡方式はすべて解消されたわけではないばかりか、 多くの国によって暗黙のうちに採用されている。 国際連盟、 国際連合の集団安全保障方式が機能不全
- 田畑茂二郎 『国際法 。有斐閣 (法律学全集五五) 昭和三七年、 四五頁

- 5 タルモノト看做ス。...」と規定する。 聯盟規約第一六条第一項は「...約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟国ハ、当然他ノ総テノ聯盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シ 田畑茂二郎、高林秀雄編『基本条約・資料集』東進堂、一九九五年。
- 6 それに関し、国連憲章第二五条は、加盟国は安保理事会の決定を受託し、履行する義務がある旨規定している。
- H・J・モー ゲンソー 著、現代平和研究会訳 『国際政治』福村出版、 一九八六年、三一三、三一四頁。
- その点を是正乃至補完する目的で一九五〇年に総会で採択されたものが「平和のための結集決議」であることはよく知
- 9 モーゲンソー、前掲書、四三四頁。
- 下で国連の強制行動に参加する加盟国の軍隊は、十分な意味において国際軍の名に値する」と述べている。 全保障理事会およびその補助機関たる軍事参謀委員会の戦略上の指揮を受けるものであり (憲章第四七条)、 軍隊であるという見方もあるが、香西教授は「この軍隊が国連の強制行動に使用され、国連軍に編入されている間は、 特別協定によって加盟各国から提供される兵力で編成される国連軍の性格については、それを依然として提供国の国内 指揮系統を通じて国連機関のコントロー 「国連軍」田岡良一先生還暦記念論文集 ルに服することになる。したがって、この点から見るとき、 『国際連合の研究』 第一巻、 有斐閣、 昭和三七年、 九三頁。 国連軍の
- 11 注 (9) に同じ。

#### 集団安全保障観 :非軍事的措置 ^ のこだわ 1)

主として国際政治状況の変化に応じて、 メリカが「集団安全保障による平和」という考え方を最初に導入した国際連盟への参加を拒否した後、不戦条約が 締結される頃までの見解、 集団安全保障体制が制度的に確立された国際連合が創設されるまでのダレスの集団安全保障に対する考え方は すなわち、 言わば政治的な相対的安定期の見解で、 概ね五つの時期に分けて検討することができるであろう。 集団安全保障の中核である軍事的措 その第一は、

え方で、 経済制裁を主張する。第三はヨーロッパ、アジアともに政治状況が悪化し、第二次大戦の足音が近づく一九三〇年 国際連合の集団安全保障体制の実効性に疑問を呈し、道徳性の向上を説くと同時に限定的な集団安全保障観を提示 そして第五は、 張する。第四は、 代後半の、 行動、典型的には満州事変への連盟の対応の無力さが露呈された時期で、軍事的措置ではなく実効性のある適切な 置に代わる方法を模索する。第二は、 いわゆる「平和の六支柱」等に示された見解である。新しい国際機構の必要性とともに、その骨子が提示された。 そこで、 平和の維持のためには軍事的制裁ではなく平和的変更を可能とする政治システムの形成が必要であると主 特に彼の最初の著作である『戦争、 ダンバー 以下でそれぞれについて検討することとする。 第二次大戦勃発後の時期、特にダレスが教会活動を通じて国際平和機構を模索する時期の見解で、 トン・オークス提案が作成された一九四四年秋以降の見解で、 一九二〇年代末から一九三〇年代の初めの、 平和および変化』(War, Peace and Change) が執筆された頃の考 特にアジアにおける日本の 現実化されようとしてい 侵略 る

論

説

## 国際連盟、不戦条約と集団安保:戦争の違法化と世論

が軍事力に偏重し過ぎていることに批判的であった。もっとも二〇年代の初めには、 障体制については、後に検討するように、その前提となる平和的変更のメカニズムが確立されておらず、且つそれ ダレスは忠実なウィルソン主義者として、 以下の通り、 戦争の放棄を宣言した不戦条約を高く評価するのである。 ウィルソンの提唱した国際連盟を強く支持するが、 その明確な見解は 連盟の集団安全保 見られな

題する不戦条約に関する論文の中で、 に起こす必要性を論じ、 戦争放棄に関する条約、 その方策を検討している。 同条約を高く評価しながら大戦の再発を防止するための効果的な行動を早急 すなわち不戦条約が調印された直後の一九二九年に著した「戦争の放棄」

軍事力の集団的適用を保証するよう設計された何らかの法的制度に統合される時にのみ実現される」と主張する。 これに対し第二の見解は、 見解である。 り込まれた集団安全保障に関する評価には二つの相対立する見解がある。すなわち第一は集団安全保障を支持する 「恒久的な平和は、総ての戦争を嫌悪し違法なものと看做す精神状態によってのみ獲得できる」とする。 そこでまずそれらを集団安全保障に関係する問題を中心に概観することとする。彼によれば、 彼によれば、このグループの人々は「平和は、諸国家が、違反行為を行ったいかなる国家に対しても 第一の見解で想定されている組織は「戦争の肯定」を意味しているとして批判し、 国際連盟規約に盛 且つ

世界の主要国の連合による国際機構を創設し、その陸海軍を国際警察軍として配置して平和を維持することを提案 部の侵略から互いを守り、連盟規約違反国を封鎖することを要求するものであった。」 国際警察軍を創設するのではなく、その代わりに連盟規約第一○条及び一六条を規定した。それは加盟国に対し外 家の行動を抑制するために、世界の主要国が法的に連合する計画を受け入れることが賢明であると決断した。 そのようないかなる超国家政府にも反対した。...しかしながらウィルソン大統領は、平和を破壊する恐れがある国 計画に現れていたが、ダレスによれば第一の見解の代表はフランスであった。すなわちフランスは、 したのである。 こうした見解の相違は、 一方、第二の見解の代表はアメリカであった。ダレスによれば「平和会議においてアメリカ代表は、 一九一八年一一月の休戦協定成立直後に各国によって提案された恒久平和のための各種 彼によれば、

することができるが、ダレスは、 れば、その際ウィルソンは、アメリカ国民の気持ちを「読み違えた」ためにヴェルサイユ条約の批准を勝ち取るこ ウィ !できなかった。上院がヴェルサイユ条約の批准を拒否した理由としてウィルソンの上院対策の不手際等も指摘 ルソンは上記のような判断に基づき、新国際機構のためのそれら規定を受け入れたのであるが、 すなわちヴェルサイユ条約は アメリカ国民が集団安全保障に関りをもつことを拒否したことをその理由として 「主としてアメリカ国民が、 その目的がどんなにすばらしいものであっ ダレスによ 7

米国に戦争に参加する法的或は道徳的義務を課すような国際機構への参加を望まなかったために」失敗したと考え 戦争は平和を維持するために必要であり許されるという考えを永続化し、且つ不測の事態が生じた場合には

構に関りたくないという心情をも理解した上で、 て平和のための組織作りを怠り、 安全保障体制は、 に関する規定、 このようにしてダレスは、第一次大戦後のアメリカ国民の心理状態、すなわちアメリカを法的に拘束する国際機 例えば第一六条第二項については問題性を特に指摘していない。アメリカもその後ほぼ八年に亘っ しばしば指摘されるように、曖昧且つ不十分なものであったが、 国際連盟に替わる構想も提案しなかった。 国際連盟の集団安全保障体制に批判的であった。 ダレスは連盟規約上の武力行使 ただ連盟の集団

潔に宣言したこの不戦条約を高く評価するのである。 命的に変える」建設的な指導力を発揮した。そしてダレスは、国家の目的を達成する手段としての戦争の放棄を簡 「アメリカは世界平和という課題について単に否定的な態度をとることはなくなった」ばかりか、「戦争の地位を革 かし一九二八年に調印された不戦条約、すなわちケロッグ・ブリアン条約 (Kellogg-Briand Pact) によって

ご都合主義に異を唱えることはできてもその違法性を主張することはできなかった。」しかし不戦条約は、 簡潔な条約であったが、戦争の違法性を明確に規定し、従来の戦争観とはまったく異なる考え方を提起した。 すな とに同意した」との見方を示し、 わち「世界の人々は制度化された慣行としての戦争を非難し、 手段としてまったく正当なものと認められていた。」そのため「平和に味方する人々も、 ダレスは、不戦条約以前の「国際法や国際的実践の場においては、戦争は国家目的を推進し国際紛争を解決する 上記の通り、不戦条約を高く評価する。 彼らの論争を解決する手段として戦争に訴えないこ これまでは戦争の功利的 極めて

もちろん彼は、 この条約が「どれほど早期に、 またどれほど完全に実際的な効果を発揮できるかについて」

根絶させる努力は無益である」とか、「それを目的とする条約は単に誠実な国家を罠にかけ、それら国家を不誠実 により、遅かれ早かれ、戦争への依存は最小化されるに違いない」と述べているように、非常に楽観的であっ なる」といったものである。 な国家のなすがままにさせるものである」とか、「国防をまったく無視し、 かった。当然それに対する批判が提起されるであろう。ダレスは次のような批判を予想する。 しも確信していたわけではないが、その究極的な実効性については、「戦争の地位の極めて深遠且つ基本的な変化 しかしながら、本条約は本質的には一つの宣言に過ぎず、条約違反に対しどのような制裁規定も用意されていな .....秘密裡に攻撃を企てる者の犠牲に すなわち、

待するのである。 国防計画は縮小する必要はないとするものの、 を評価し、それに対応する防衛手段を講じなければならないと考える。 これらの予想される批判に対し、ダレスは、 他方で彼は、 すべての国家は国防の義務を負っており、 不戦条約の最終的な効果として軍備の全面的縮小を期 したがって、不戦条約の成立にかかわらず、 外部からの攻撃の危険性

須の」要素であると考える。 「そうした議論は世論の有効性を完全に誤って判断」したものであり、 して物理的な強制力による脅しがなければ尊敬されない」と考える人々から懐疑的に見られているが、 観的に考えるのである。 で最も有力な力を得ることになる」と主張し、 活性化することができるかにかかっており、 論の力に期待する。 そしてダレスは、 すなわち彼は「その実効性は、最終的には、それがどの程度国際世論を反映し、具体化し、 不戦条約の実効性と軍備の縮小の実現を、 なお、 このことは、 条約の有効性を世論のみに依存することについては、「どんな条約も、 国連の集団安全保障体制の中核機関である安全保障理事会よりも、 もしその機能を果たすことができれば、それは実際には、今日の世界 制裁規定がなくとも世論の力によって違法な戦争を抑止できると楽 やや抽象的ではあるが、その限界を認識しながら世 むしろ世論は、 「法を支える最も有力且つ必 違反者に対

年代後半から始まった一部国家による侵略行為を抑止することができなかったばかりか、よく知られているように、 例えば一九三一年に惹起された満州事変に対して、国際連盟の集団安全保障体制は無力さを露呈した。こうして道 戦条約は矛盾しないと考えるが、戦争を一つの制度として非難する不戦条約を世界平和へのより良い道であると断 非軍事的な集団措置、 徳的圧力だけでは不戦条約も守られず国際連盟の集団安全保障体制も機能しないことが明らかとなると、 以上のようにダレスは、「純粋に自衞目的以外」の戦争を放棄する不戦条約を高く評価する。 その不戦条約を実効あるものとするための世論の力、乃至道徳的圧力に期待した。しかしそれらは、 すなわち経済制裁の有効性を模索し始める。 彼は国際連盟と不 九二〇 ダレスは

'06) 55 - 4 - 68

#### 〕 集団措置としての経済制裁

(Twentieth Century Fund) によって設立された「経済制裁委員会」のメンバーとして集団的措置のもう一方、 以下ではそれらに従って彼の考え方を検討する。 すなわち経済制裁の可能性について検討を開始する。 強く認識すると、軍事的な強制力については否定的な見解を堅持しながら、当時、 上記のように、 ダレスは一九三〇年代に入って世論や道徳的圧力だけでは侵略を抑止することができないことを その検討結果はいくつかの覚書や短い論文に示されているが、 アメリカの「二〇世紀基金」

道徳的圧力は「どのような国際法体系および国際秩序においても不可欠な要素である」と考えるものの、 るために、ダレスは したように、 連盟規約や不戦条約の目的は国際紛争を解決する手段としての戦争を廃止することであり、 「それのみでは不十分」であるとの認識を示すと同時に、 「道徳的圧力と条約を遵守させるための何らかの制裁」が必要であると考える。 制裁については、 軍事的措置、 それを実効あらしめ しかし彼は、 すなわち 一で言及

制裁に限定すべきであると主張する。 |武力による強制」を否定し、非軍事的措置、 それも「人道等への配慮」 を条件とする、 適切で 「選択的な」

段である」というような宣伝に惑わされた世論によって弱体化される傾向があることであり、 地域における道徳感は十分迅速には作用せず、且つ、もしそれがそれら政府によって採用される具体的な政策に向 にとって必要ではあるが十分条件ではなかった。 けられないならば、それは有効に作用したことにはならない」ことである。 歪めるような宣伝によって形成される」傾向があり、 まず道徳的圧力の不十分性について、 ダレスは二つの理由を挙げる。すなわち第一は、「世論は人々の道徳感を したがって道徳的圧力は、例えば武力の行使は いずれにしても、 第 | | | | | 道徳的力は、 「世界の他 「自衛の一手 の

は考えるのである。このようにこの時期のダレスは、 ヴェルサイユ講和会議においてフランスが唱道したものであった。」このようなフランスの姿勢は、 が戦争放棄の合意に従って行動することを保証する経済制裁の可能性」に特に焦点が当てられるようになったと彼 るという名目で戦争に参加する道徳的義務を課せられているから」であった。 連盟に加盟しなかった第一の理由は、ダレスによれば、「加盟国が、 おける同国の経験に由来すると言ってよいが、アメリカは逆に第一次大戦の経験から、世論や政府は、軍事力によっ で紹介したように、「武力、すなわち軍事警察力の行使は、第一次大戦以来フランスが求める基本的な主張であり、 経済制裁によって構成され、 て条約義務を遵守させようとすることに価値を見出さないとダレスは考える。 また軍事的措置に関しては、一貫して否定的であった。すでに述べたように、集団安全保障措置は軍事的制裁と 「建設的な制裁」であると考えたのである。 連盟規約にも不十分ながらその二つの概念が盛り込まれていた。 アメリカ国内の関心と同様、 不測の事態が生じた場合には、 ○で記したように、アメリカが国際 その結果アメリカでは、「加盟各国 集団的軍事措置に代わる経済制 ダレスによれば、 平和を維持す (--)

点として、連盟規約第一六条第一項後段の経済制裁規定を検討する。 論上はともかく、実際上は問題解決のための様々な困難が存在しており、 そこでダレスの経済制裁についての見解をもう少し詳しく見てみよう。 「国際問題の中で最も困難且つ複雑な問題の一つ」である。 このような認識に立って、 どのような内容の経済制裁を行うのかと 彼によれば経済制裁という考え方は、 彼はまず出発

停止するという部分はこれまで決して機能したことがないばかりか、実は、機能すると証明されてもいないと考え 的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス」と。ダレスは、この条項、特に、すべての国家は直ちに侵略国との一切の通商を 他ノ総テノ聯盟国ハ、之ニ対シ直ニー切ノ通商上又ハ金融上ノ関係ヲ断絶シ、 への対応に見られたように基本的に誤っている。 る。すなわち、彼によれば、この第一六条によって想定されている経済制裁の方式は、無力さを露呈した日中問題 すでに注30で示したように、連盟規約一六条第一項後段では経済制裁について次のように規定する。 且聯盟国タルト否トヲ問ハス他ノ総テノ国ノ国民ト違約国国民トノ間ノ一切ノ金融上、通商上又ハ 自国民ト違約国国民トノー切ノ交通 すなわち 個人

は、第一六条はすべての通商の全面停止を求めているが、それは極めて徹底した措置であるため、 制裁を実行に移そうとはしなかったことである。(※) 国家はもちろん、 この両国が参加しないどんな経済的ボイコットも効果的に行われることがあり得なかったことである。第二の理由 つの理由による。 連盟規約第一六条は、このようにして、これまで一度も発動されたことがなかったが、ダレスによればそれは二 制裁を科す国家にとっても非常な負担を強いられることになる。 第一は、膨大かつ多様な資源を保有する米ソ両国が連盟の加盟国ではなかったこと、 そのためそれら制裁国は容易に 制裁を科される したがって

彼は経済制裁を実行に移す場合に配慮すべき三つの問題乃至原則を指摘した。 ダレスは、 連盟規約一六条の問題点を以上のように認識しながら、経済制裁のあるべき姿を模索する。 すなわち

却って違反国を野放しにしてしまうことである。(チウ れば、結局制裁規定は、その役割も果たせないことになるとダレスは考えるのである。 でなく現実に適用される必要があるが、上記のように、制裁が機能しないことを理由としてそれが行われないとす その第一は、「完全な経済封鎖」は不可能であり、 経済制裁が抑止効果として機能するためには、 したがって「表面上、極めて厳しい制裁規定を設け」ても、 制裁が厳しいだけ

制裁措置が決定された場合、(それによって不利益を受ける) 制裁国の中に、その合意を破る国が現れる恐れがあ 必然的に双方に不利益をもたらす」ことになる。つまり、もし経済制裁を単に被制裁国の不利益のみを念頭におい めから達成できないような厳しい措置を決定しないことが極めて重要であると彼は考えるのである。 ること、その結果、制裁国間の秩序が破壊される恐れがあること等を指摘する。要は経済制裁を行う場合には、 たのはそのためであった。なおこれと関連して彼は、最も懸念されることとして、 に重要である。ダレスによれば、それら小国の全面的な通商の停止は「経済、財政上の自殺行為」に等しい。第一 ことになるのである。この経済関係の相互依存性は、特に大国への経済的依存度の高い小国が経済制裁を行う場合 て行うとすれば、「経済制裁の同じように重要な別の側面、すなわち制裁国にも不利益を与えることを無視する」 のであって、 すなわち制裁国および被制裁国双方とも、「自国の利益のためにまったく自発的に経済関係を結んでいる」 違反国との急激且つ完全な通商の停止を実行に移せない理由として、 連合国がオランダやデンマークのような小国にドイツとのすべての経済関係を断つことを期待できなかっ 「それを継続させることは双方にとって利益である。」したがって「勝手に経済関係を中断することは ダレスは経済関係の相互依存性に注 通商の全面停止といった厳しい

めぐって顕在化した。 第二の問題は、 例えばそれは、一九三二年当時の悪化する日中関係の中で、「欧米諸国に求められた綿花の対日禁輸措置」を 経済制裁は、 すなわち 制裁を行う国々が被る負担乃至不利益に不平等が生ずることである。 「対日禁輸は綿花価格の急激な暴落」を招き、 「アメリカの生産者の多大な損失」 ダレスによ

'06) 55 - 4 - 70

期待することができるほど世界は成熟していないとの認識に立って、経済制裁を有効に機能させるためには、 る程度の財政負担の平等」が「絶対的に重要である」と主張するのである。 る」との考えに一定の理解を示すが、他方で、「その考えは理論的には健全であるが、」実際には、 レスは、「平和という大義を実現するために、個々の国家はそれぞれの個別的利益を喜んで犠牲にすべきであ そうした見解に 「あ

'06) 55 - 4 - 72

きである」という提案である。 させるべきであり、」「すべての国家は将来、戦時においても、飢餓を一つの武器として使わないことに同意すべ ダレスは「実際上、市民に大きな飢餓をもたらすような経済制裁を世界の世論が支持するとは思わない」と述べ、 を示すことによって強調するのである。すなわち「食糧は、戦時においても国際的流通経路を通して国家間を移動 侵略行動は軍部によって引き起こされるが、その犠牲者は侵略の当事者よりも市民である場合が多いことに鑑み 人道的配慮への注意を喚起する。そしてその必要性を、フーバー (Herbert C. Hoover) 大統領の次のような提案 経済制裁を行うに当って配慮すべき最後の問題は、「人道的配慮」である。改めて言うまでもなく、 ほとんど

制裁国によって選択的に決定されるというものであった。 易の禁止」とし、さらなる経済制裁は、「被制裁国の経済状況を分析し、 されることを前もって合意」 バーであった先の「経済制裁委員会」が勧告したものでもあったが、そのより具体的な内容は次の通りであった。 すなわち不戦条約当事国は、協定によって、「不戦条約違反或いは違反の恐れがある場合には、経済制裁が適用 以上のように、ダレスは経済制裁に伴う困難な諸問題を検討した後で、 結論として、それは状況に対応した「選択的な制裁」であるべきであると主張する。それは、彼もメン しておくこと、そして経済制裁の第一段階は、 経済的な弱点や脆弱性を拾い出した後で」 「経済制裁として残されたものは何か」 「違反国に対する武器輸出或いは密貿

配慮」すなわち現実主義を結合させた妥協の産物であり、「制裁国に過度の或いは不平等の負担を課すことなく、」 「条約違反国の行動を阻止する」ことを可能にするものであった。 は彼によれば、「連盟規約第一六条に示された理想主義」すなわち「ある種の正義」と「制裁国の個別的利益への ダレスはこの選択的経済制裁によって経済制裁の問題点を解決できると考えていたと言うことができるが、それ

る紛争管理方式が必要であると考えたのである。すなわち彼は、 以上のように、第一、第二期のダレスは、武力の行使を要求する集団安全保障体制に批判的であり、 不戦条約を実効あらしめるために道徳的感覚を涵養し、 次いで選択的経済制裁に移ることが重要であると考え 不戦条約を高く評価し、すでに記したように、 それに代

### 集団安全保障と平和的変更システム

のメカニズムをいかにして構築するかにあり、軍事的措置を中心とする集団安全保障体制強化への関心とは異なるダイナミック勢力の利害の衝突に求め、その両者の関係を調整する政治的なメカニズム、彼によれば、平和的変更 この時期のダレスは、彼が高く評価した不戦条約についても、それは「現状維持を支持する企て」に過ぎないとし ダレスの関心は、悪化する国際関係の原因を現状維持勢力、すなわちスタティック勢力と現状打破勢力、すなわち て次のように批判する。 「平和的変更の道が準備されないまま集団安全保障を適用することは致命的な誤りである」からであった。 ものであった。それは、ダレスは集団安全保障と平和的変更とは不可分の関係にあると考えており、 ダレスの集団安全保障観の次の段階は、一九三○年代の後半から四○年代初めにかけて国際関係が悪化する時期 それは彼の最初の著作である『戦争、平和、 すなわち「ケロッグ・ブリアン条約は、 および変化』の中に主として示されている。この時期 国政の道具としての、 或いは国際紛争を解決する 彼によれば  $\mathcal{O}$ 

手段としての戦争に訴えないと諸国家に約束させながら、 平和的変更のために必要な装置を提供することに完全に

その解決策を見出そうとする。 ところで、ダレスは、国際社会における紛争の処理方法について、 一国内における紛争の処理方法に類比させて

論

説

を解決するための強力な手段を提供する社会システムを創る義務を負っている。」 は政府の役割であり、政府は「…主として、スタティック勢力とダイナミック勢力によって代表される欲求の衝突 するためにのみ有効であるに過ぎず、」大多数の「暴力に向かう性向を恒久的に抑制する」ことはできない。 ている。すなわち「国家には警察があるが、それは国家の中の少数者によって示される...暴力に向かう傾向を抑 の間に利害をめぐる紛争が生ずるが、 ダレスによれば、 一般に社会には二つの勢力、すなわちスタティック勢力とダイナミック勢力が生まれ、それ 個別国家においてはその紛争を暴力化させないために政府が重要な役割を負っ そ れ

「ダイナミック勢力とスタティック勢力間の健全な均衡の確立に代わるものとしての役割を果たすことはできな を調整し、 このように個別国家においては、平和は「制裁の脅威」によってではなく、現状打破勢力と現状維持勢力の利害 大多数の人々を満足させる政治システムを確立することによってのみ維持されるのであり、 警察力は

三八年に執筆した「国家のための集団安全保障と孤立主義」と題する小論の中で以下のように論じられている。 の集団安全保障は平和的変更のための効果的なメカニズムが設立されるまでは機能し得ないと結論づけ、上記のよ この個別国家における平和維持システムをダレスは国際社会にも適用しようとする。そして紛争処理方式として 平和的変更機能のない集団安全保障体制は単なる現状維持体制に過ぎないと断ずるのである。それは、

「人類の歴史はダイナミック勢力とスタティック勢力、 すなわち改革派と現状維持派との間の絶えざる闘争の

現状の無限の恒久化を意味するならば、平和は決して達成されないであろう。 に許容する社会秩序が成立していないならば、軍事力は彼らが訴える当然の手段である。 歴史である。軍事力は、実際上も或いは暗黙裡にも改革派が訴える原始的手段である。もし平和的変更を十分 しかし、 もし平和が

規模の戦争を惹起してしまうことを意味している点において、 家による一つの同盟である。それは単に効果がないというだけでなく、多くの不可避的変化のいずれもが世界 持と等しいと見られてきた。 国際的分野においては、平和的変更のための十分な規定が未だに存在していない。実際にも、 「集団安全保障」は、 本質的には、自己の現有の利益を無傷で守るための満足 より悪い。 平和は現状維

そのような同盟は、資産というより負債である。 る。この語句に付随する空想主義を剥ぎ取れば、「集団安全保障」は防衛的同盟と等しい。 「集団安全保障」が不可能なことを実現しようとするものである限り、アメリカは孤立主義に留まるべきであ アメリカにとって

される。 たなら、それが実現されるよう協力すべきである。」 ナミック勢力に平和的な意思表示を行うための十分な機会を与えるシステムを実現することによってのみ達成 障と平和は、国際問題においては、スタティック勢力とダイナミック勢力との間の公正な均衡を維持し、 もちろんわれわれは、長期的には、孤立主義によっては安全保障も平和も獲得することはできない。安全保 われわれは、そのようなシステムを考案するよう努力すべきであり、 もし実行可能な計画が考案され ダイ

例えば平和的変更を可能とする国際機構の具体的な提案を行ってはいないが、 件と考えるが、 以上のようにダレスは、平和的変更を可能とする政治システムの確立が集団安全保障を機能させるための前提条 かつて拙稿 彼自身はそれをどのように構想していたのであろうか。 「ダレスの基本的世界観と国際平和秩序構想」 でも論じた。 結論から言えば、ダレスは政治システム それに対する考え方はしばしば提示 ここでは国際連盟と連盟規約第一九

視し、この原則のほうが「平和の決定要因としてはるかに重要である」と考えた。 立つ」からである。ここに明らかなように、ダレスは集団安全保障を機能させる前提として、平和的変更規定を重 持たないダイナミック勢力を抑圧することによって、特権を保有する国家の現在の地位を永続化することにのみ役 団安全保障への参加が事実上任意であったこと等を理由としてほとんど機能しなかったが、ダレスは、上記のよう その第一は、すでに言及したように、集団安全保障の考え方であり、それは連盟規約第一〇条の されないまま集団安全保障を適用することは致命的な誤りである。」なぜなら、そうした努力は「それほど特権を に、集団安全保障と平和的変更とは不可分の関係にあると主張する。すなわち彼によれば「平和的変更の道が準備 の「平和的調整」規定がそれであった。 的独立」規定、及び第一六条の「制裁」規定に具体化された。第二は平和的変更の原則であり、連盟規約第一九条 ダレスによれば、国際連盟には平和にとって鍵となる二つの原則が織り込まれていた。 或いは経済的制裁は小さな次元の問題と化し、その形態の問題は管理可能な範囲の問題とな 前者は、 連盟総会や理事会の議決方法が全会一致方式であったことや、 彼によれば、 平和的変更が可能 「領土保全と政治

審議又八継続ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ国際状態ノ審議ヲ随時聯盟国ニ慫慂スルコトヲ得」と規定され に不可欠な柔軟性を与えてくれる」ものであった。 後者、すなわち連盟規約第一九条の平和的変更の原則は、 連盟が加盟国に対し、 場合によっては条約の変更やそれによる政治的、 この第一九条では「聯盟総会八、 ダレスによれば「連盟の核心」 経済的現状の変更を求めることが 適用不能ト為リタル条約ノ再 であり、「武力の放

権の放棄」 できることを意味していた。 の要求が含まれており、 しかしこの条文には、事実上、これまでのところ「どの国家も認めようとはしない したがって、「今日連盟を支配している国家は、 この条文を歓迎しない」 であ

的変更の過程は利用されることもなく、「決して鼓動しない心臓」と化すとともに、 際には「単なる神聖な希望」、 れることになったのである。 にして」決定し、 このようにして、ダレスによれば、条約の変更は「自然、且つ不可避なことである」が、誰が「いつ、 実行に移すのかに関する規定がなく、 乃至「壮麗な幻想」にしか過ぎなかった。 結局、第一九条に具現された連盟の平和 したがって執行機関も提供されていないために、それは実 効果的な変更は軍事力に託 どのよう

イトに宛てた書簡の中で、次のように示された。 さて、平和的変更システムの優先的な確立の必要性を主張するダレスの見解は、 一九三九年末にクインシー ラ

通じて一定形式の共同作業を試験的に行う機構で...ある。 国家の最高責任者或いは外交責任者の集う会議場のようなものである。 が可能であると考える。 - は弱体の機構になるであろう。私はこの中央国際機構の枠組みの中でより強力な一連の国際機構を創ること 米英仏のような国家による通貨協定が...第三のタイプとしては、 何らかの国際機構を創設するための努力をすべきであると考えるが、それは単に勧告的性格のもので、 地域的な機構、経済や通商上の利益社会に基礎を置く機構、及び類似する政治制度に基礎を置く機構 ……第一のカテゴリーとしては欧州の連邦システム…が考えられ、第二のカテゴリー しかしそのどれも、 範囲において国際的ではないが自由に議論ができるものである。 いくつかの民主主義国が中央国際機構を したがってそれは、 現存の国際連盟よ として

これらの機構に軍事的或いは経済的制裁機能を与えることが可能であるとも、 また望まし いとも思わ

以上に加えて、私は機能別の国際機構が... 創られるべきだと思う。

論

説

することである。」 なお、 それら諸機構において最も困難な問題はそれらの枠組みの中に平和的変更を可能とする仕組みを用意

の考え方に対し、クインシー・ライトは次のような疑問を投げかける。 以上のような、 少なくとも集団安全保障にあまり重きを置かず、 枠組みも緩やかな国際機構を念頭に描くダレス

連盟規約第一九条を機能させるために努力したであろう。」 それが暴力による変革を防止するシステムを伴っていなければ、決して平和を守ることはできない。 もし諸国 うとする集団安全保障は永続的であり得ないし、他方、平和的変更システムは、たとえ完璧であっても、 家が侵略を防止する義務に従って行動したとすれば、ダイナミック国家は侵略による変革の不可能性を悟り、 「平和的変更と集団安全保障との本質的な関係についての説明がないのでは?すなわち、単に現状を維持 ŧ

することである。」 も重要な一歩は、無制限に武装せず、 言するなら、勢力均衡システムの下においては、...軍事的な考慮が常に優先される。 「もし集団安全保障システムが存在せず、各国が勢力均衡に依存するとすれば、どの国家も自国の軍事的地 仮想敵国の軍事的地位を強化する恐れのある敵への権利放棄を行わないことは明らかである。 無制限に通商障壁を設けないように、 国家の経済的、 … 平和的変更に向けて最 軍事的主権を制限 位

このように、クインシー 事的措置を主とする集団安全保障に否定的な見解を示す。 ・ライトは集団安全保障の重要性を説くが、 ダレスはそれに対し、 次のように返答し、 軍

「すでに述べたように、 私は集団安全保障と平和的変更の相互関係に同意するが、 私は前者よりも後者の方に

持に役立たない。」 陥を示す尺度である。そしてもし社会システムが非常に欠陥の多いものであるなら、どんな軍事力も平和の される軍事力の規模はきわめて小さくなる。 重要性を置くべきだと考える。私は著書の中で述べたように、 大まかに言えば、 必要とされる軍事力の程度は社会システムの欠 もし社会が十分に組織化されていれば、

の影響もあってこれまでの主張を若干変更し、集団安全保障の必要性を認めるようになる。すなわち、 一九四一年四月に発表した小論で、すでにヨーロッパで始まった第二次大戦やクインシー ラ

ある。これは連盟規約第一六条に規定され、 はできない。 衆の不満の発生を防止できるかもしれない。 かもしれない国際状態の検討」を意図した。 集団安全保障である。連盟規約第一九条は「適用不能となった条約の再検討と継続が世界の平和を危険にする 「少なくとも理論上は、 他方、野心を持ち、無節操な指導者による侵略に対応する集団安全保障を提供することが必要で 連盟規約は安定した世界秩序のために二つの要素を規定した。すなわち平和的変更と ...... どのような抑圧手段も最終的には、民衆の不満を抑えること それによって国際状態の不平等に帰せられるべき広範囲に亘る民 同時に集団的経済制裁が規定されている」と。

彼は、すでに太平洋戦争も開始されていた一九四二年に、テネシー川流域開発公団 (TVA) 総裁ジェームス・ を認めることになるが、それにもかかわらず、平和的変更は彼にとって第一義的な重要性をもっていた。たとえば このようにしてダレスは安定した世界秩序のためには平和的変更と集団安全保障の二つの要素が必要であること (James P. Pope) に宛てた手紙の中で、次のように述べるのである

は第二義的なものであり、... まず秩序の形成が第一に必要である。... 軍事力が平和を生み出すと信ずる多くの 「いかなる世界秩序も、その中に組織化された制裁手段が含まれていなければならない。 彼らが関心を持つ唯一の問題は軍事力の増強である。 ... これは馬の前に荷馬車を置くようなもので、 しかしながら、

t '06) 55 - 4 - 78

に十分ではあり得ないと思う。」 えることになる大衆の不満や絶望を取り除く世界秩序を持っていなければ、どんな軍事力も暴力を抑止するの 本末転倒である。私は、 もしわれわれが、 暴力的で無節操な人間に恐ろしいリーダーシップを振るう機会を与

軍事的措置を強調する傾向に対する消極的姿勢を示す。 を創るべきだと考えていたのである。 現れている。 ここには、 すなわち彼は戦争を惹起する原因ともなる経済的貧困や社会問題を解決して初めて集団安全保障体 これまでにも言及したような、ダレスの国際機構と集団安全保障の関連についての一貫した考え方が なおそれと同時に、戦後計画の検討が進むにつれ、ダレスは集団安全保障の 制 '06) 55 - 4 - 80

健全性の尺度であると思ってきた。... 合衆国の連邦政府は、連邦内の平和を軍事力なしで永年に亘って維持してき 評議会 (Federal Council of Churches of Christ) のヴァン・カーク (Walter W. Van Kirk) 宛て書簡の中で、 た」との見解を示し、さらに、教会を通じて戦後構想に積極的に発言し始める一九四一年には、⑻ (Helen H. Miller) 宛てに同年三月に送った手紙の中で、「私の観点からすると、平和を維持するための軍事力を なく、且つ僅かの異常時に限られている」と述べると同時に、一九四〇年当時、ナチスのヨーロッパ支配を防止す づけられた社会においては、そのような個々人の欲求の衝突を解決するために奉仕する軍事力を行使する機会は少 敵の軍隊をヨーロッパ大陸に自由に展開したが、 信頼できないものであり、恐らく最も重要度の低いものであるということであると私には思われる。ヒトラー 「これまでに実証されたものを一つ挙げるとすれば、それは、平和を作り上げる多くの要素の中で、 少し強調しすぎているように思われる。私は、常々、平和を維持するために必要な軍事力の尺度は、 るためにヨーロッパ戦線に積極的に介入すべきであると主張していた国家政策委員会  $(\mathrm{NPC})$  のヘレン・ミラー すなわち彼は、『戦争、 平和および変化』の中で、平和的変更システムの構築の必要性を説く一方、「十分に秩序 そのすべての軍事力をもってしても、 彼は平和を達成できなかっ 連邦キリスト教会 軍事力は最も 社会秩序の不

と化し、そのために軍事力に圧倒的な優越性が与えられた。また、 除した国はな はなく、 た。また、国際連盟は、公共の道徳に欠けていたために、或いは軍事力を自由にできなかったために失敗したの 平和についての考えに誤りがあったために失敗したのである。すなわち連盟は現状維持を目的とする機関 い。」と述べ、軍事力による紛争の解決を批判した。ൈ どの国も、 第一次大戦後のドイツほど武装を解 で

#### 教会活動と集団安全保障

九三〇年代後半からキリスト教会を通して平和維持のための活動を行っていたダレスは、四〇年末からは、連邦キ 会をダレス委員会と呼んだ。) として「新しくより良い戦後国際秩序」の形成の問題に積極的な発言を行った。 委員会 Commission on a Just and Durable Peace」と名称を変更する) の委員長 (マスコミはしばしばこの委員 リスト教会評議会が設置した「公正且つ永続的な平和の基礎研究委員会」(後に「公正且つ永続的な平和に関する ロッパにおける戦争は、アメリカ国内に、それに介入すべきか否かをめぐって論争を惹起するが、すでに

府への第一歩」であると主張する。これはかなり理想主義的な傾向が強い構想と言うべきであるが、 ているとの認識を基礎に、すべての国家が参加する「平和のための国際連邦」であるべきであり、それが「世界政 た「不十分な共同声明」であるとして批判するとともに、新しい国際秩序は、「国家間の相互依存関係」が深まっ ほぼ一ヶ月前に発表された大西洋憲章を平和維持のための戦後構想を欠き、「旧式の主権国家システムを反映」し それらの一つとして、ダレスは、一九四一年九月に「長期的平和目的」と題する小論を作成する。その中で彼は、 すなわち軍事的、 経済的制裁機能は与えられていなかった。 それには集団

「軍縮及び制裁」 問題が欠落していると述べている。 ダレスはそのことをよく認識しており、 「私が描いた方策は、 彼はそれらの問題、 明らかに、平和のための完璧な構想ではなく」、 特に制裁の問題が重要であることはよ

'06)

たっぱず

それは国内的に影響力の大きいキリスト教会からの提案であり、

説

論

重に回避したのは、ダレス委員会の中で、この問題についての意見の対立が深まっていたことの表れであった。 問題をいかに解決するかということが極めて重要あることは十分認識していたはずであり、制裁に関する提案を慎 知っていたが、 て必須条件であるとは思わない」との見解を示している。しかしこれまでの経過からして、ダレスが、特に制裁 他方で彼は、「それらの問題は、 今日、 きわめて論争的な問題であるが、 平和の時代の開始にとっ **ത** 

第二次的な問題」であるとするダレスに同調した。彼らは、もし国家が正義に基づいて行動するなら、軍事的な制 裁も経済的な制裁も必要がなくなるというダレスの楽観論を支持したのである。 織化された国際機構が不法な侵略行動に訴える国家を抑止できず、 るとして批判するのである。それに対して別のメンバーは、 して権威を与えることができるのか」と問い、平和計画にとって制裁は「絶対に必要」だと主張した。 彼らは、 すなわちある委員会メンバーは、ダレスが提案した国際連邦に対し、 「制裁の問題は国家間に公正さを実現するに当たって 制裁も行い得ないとしたらそれは非現実的であ 「制裁機能を持たせることなくどのように 組

二年一二月にはダレスや彼の親友で同委員会の幹事でもあった平和主義者ヴァン・カークを中心に、 の基礎となるべき十二の「指導原理」(The Guiding Principles)を作成した。 なる言及もされなかったのである。因みに、 結局ダレス委員会は、制裁は「キリスト教倫理と...矛盾」するとして、ダレスに近り結論を出すともに、 十二の指導原理は大略次のようなものであった。 しかしそれには制裁に関してい 国際平和機構 か

道徳律は今日の世界の基礎である。

今日の社会の病根は道徳律の無視にその原因がある。

復讐と報復は道徳律に反する。

道徳秩序に内在し、 公正且つ永続的な平和にとって必須の協力と相互配慮の原則は真の国際機構を必要と

経済的安全保障は政治的安全保障と同じく重要である。

生きた存在であり、 常に変化している世界で当然に生ずる経済的、 政治的緊張を解決する国際機構が必要

自治の原則は植民地人にも適用される

軍事体制は国際的に管理される。

すべての人間の権利は、 人 種、 皮膚の色、 信条によって差別を受けな

国際関係を道徳律に一致させる上で、 アメリカは大きな責任を負っている。

キリスト教徒として、 その信仰を現実のものとするよう努力し、 道徳律の創出に対するアメリカの役割を

支持する世論を創る。

最高の責任は教会にある。

心に 八日にはダレスが中心となって、上記「指導原理」をより簡素化した平和のための六つの基本原則、すなわち、 しかし一九四三年に至り、戦後構想に向けて、 以上のように、ここでは道徳律への度重なる言及、紛争の調整メカニズムを備えた国際機構の創設等の主張が 「平和の六支柱」 (Six Pillars of Peace) を発表する。その内容は以下の通りであるが、その曖昧性にかかわら なっており、 一九四二年末段階のダレスには、 政府はもとより、ダレス委員会の活動も活発になり、同年三月 理想主義的というより平和主義的傾向が強く現れてい 中

国際紛争の拡大の原因となった各国政府による経済、 連合国間、 およびいずれは中立国、敵国を含む国家間の継続的な協力のための政治的枠組みの提供 財政上の諸活動を国際的合意の範囲内で行わせるよ

'06) 55 - 4 - 82

新国際機構の創設に向けて大きな反響を呼ん

すべての従属民族の自治の実現と、それを保証し監督する国際機構の創設。 条約構造を世界の諸条件の変化に適合させる国際機構の設立。

世界の軍事体制を管理する手続きの確立。

あらゆる地域における信教の自由、 および知的自由の権利の確立

秩序の維持」を目指すというものであった。この第五項目は明示的に集団安全保障を支持したわけではないが、 てよいであろう。 のであり、これまで彼が消極的であった集団安全保障体制に、 小された世界の軍事力を、言わば公共財として国際秩序の維持という共通の目標のために活用することを目指すも は、直接的には「国際的な軍備管理、より具体的には効果的な軍縮と軍備制限、さらには残された軍備による国際 このうち第三項目はダレスの年来の主張であった「平和的変更」を可能とする秩序を示すものであり、 間接的にではあるが、 結びつく考えであったと言っ 第五項目

従来からの考えと歩を一にするものであったと言うことができるであろう。すなわち、 大多数の利益を守るための強制行動が許されると示唆するのである。 この第五項目についてダレスは、具体性に欠ける内容ではあるが、以下のように注釈する。 まず第一に道徳的支持の獲得が必要であることを説き、しかるべき後に、 社会秩序に対抗する少数の人々から 国際機構を創設するために 因みにそれは、 彼 0

「我々と交戦状態にある国家は効果的に武装解除されることが想定されている。 側面がある。 あらゆる地域の軍事体制は一定の国際的管理の下に置かれねばならない。 一つは消極的な側面、 他は積極的側面である。 その軍備管理の目的には二つ しかしそれだけでは十分では

消極的な側面としては、 現 在、 純粋に国家目的を追求するために使用される軍備の増強を、 般的に国家に

に有利に作用する。 機構を最終的には害することになる。 対し無制限に許しているシステムを終了させることである。このシステムの継続は、 それは、 国際機構の活動を麻痺させるか、 強大な軍事力を保有する国家 我々が現在検討中の国際

自分で自分の行動指針を決定すること以外に正当な存在理由のない軍事体制はいかなる地域にも存在すべき

もし彼らが自分たちは有能であると思っている場合には、 は、それらが信頼できる唯一の永続的な力の源泉であり、もしそれらがそのような道徳的支持を得られない が検討しているような国際機構は人類という偉大な集合体の道徳的支持に主として依存する必要がある。 国際機構を支えるために動員されねばならない。」 .ない少数の人々が生まれる。それ故、国際社会の経済力や軍事力は、 他の者に対する権利の行使はできない。しかしどのような社会にも、 軍備管理の積極的な目的は、残された軍事体制を国際秩序のために積極的に活用することである。 彼ら自身を向上させる公共の利益を無視するかも 公共の利益に奉仕するよう設計され 道徳的説得に従わず、さらには それ な

## トン・オークス提案と軍事力依存への批判

の軍事的措置、すなわち国際機構による集団安全保障措置が必要であることを示唆したことは四で検討した。 依存する集団安全保障に対し消極的な見解を披瀝していたにもかかわらず、侵略国に対する秩序回復のための一定 そう活発化し、 そこでここでは、 第二次大戦が激化する中で、 それが「平和の六支柱」となって結晶化されたこと、またその中で、従来から、 一九四四年一〇月に公表され、 ダレスの教会活動を基礎とする平和の回復のための活動は、 国際連合憲章の基礎となったダンバー トン・オー 一九四三年頃からい 本質的に軍事力に クス提案に対 っ

'06) 55 - 4 - 84

55-4-85 (名城 '06)

する見解を中心に、ダレスの言わば最終段階における集団安全保障観を検討する。

論

説

ダンバートン・オークス提案そのものには大きな可能性があるとしてそれを評価する。 すなわち、「経済社会理事 るのである。 が議論され、 会及び関連機関は国家間の友好関係を発展させるために多くを成すことができ、... 安全保障理事会は論争上の問題 国務省を中心として検討されている新国際機構の集団安全保障機能に過大な期待を抱くことに警告を発しているが、 ダレスは一九四四年に入っても、「侵略や安全保障と関連して、国際機構の役割を強調し過ぎている」 世論がその圧力を集中し、国家行動についての対立する見解が調整される場となり得る」と彼は考え と述べ、

第六章は「安全保障理事会」、第八章は「侵略の防止と抑止を含む、国際平和と安全の維持のための体制」に関 て規定されていたが、侵略に対する行動等は第八章B項に規定された。 ところでダンバートン・オークス提案では、集団安全保障に関する規定は第六章、および第八章で定められた

際の平和と安全の維持或いは回復のために必要な陸海空軍による行動を取る権限を与えられると規定された『『 全の回復のために取るべき措置を勧告すると規定し、さらにB項の三は外交的、経済的な制裁措置について、 の四は、軍事的制裁措置について規定した。このうち軍事的措置については、安全保障理事会は、最終的には、 項の二は、安全保障理事会は、平和に対する脅威の存在、平和の破壊、侵略行為の存在について決定し、平和と安 すなわちB項の一は、安全保障理事会は国際の平和と安全の維持のために必要ないかなる措置も取れるとし、 B 項

記のように、この時期には集団安全保障の必要性を条件つきながら肯定するようになったと言ってよいが、 を確実に実効に移すための加盟国の行動等については必ずしも十分ではなかった。その点を認識するダレスは、 このようにダンバートン・オークス提案では集団的措置の内容についてはかなり細かく定められているが、 ン・オークス提案については、 「文言の上では、 多くの提案が含まれているが...それらは決して現実のものにな ダンバー

らないであろう」と述べ、あまり良い評価を与えなかった。

団的行使に関する規定は「ほとんど道具立て異常のものではない」実効性の薄いものであった。 調するダンバートン・オークス提案に批判的な見解を示すと同時に、それは見せかけとは異なり、 障体制を確立することはできないと考えていた。彼によれば、「現在の国際政治情勢の下においては、」 軍事力の集 必要なら、軍事力の行使によって戦争の勃発を防止しようとしている」とし、平和維持のために軍事力の役割を強 特に集団安全保障を実行に移す場合の主要機関である安全保障理事会について、彼は「安全保障理事会は、 真の集団安全保 ŧ

恐れがあるであろう。 れねばならない。」と考える。 が効果的に作用するためには、警察部隊は、確実且つ早急にそれを行動に移すことができる戦闘指揮官の下に置か またダレスは、 一定の警察部隊は安全保障にとって必要であるとの認識をもっていたが、「そのような警察部隊 しかし、 もしその手続きが政治化されることになれば、この制度は機能しなくなる

集団安全保障体制に要求される客観性と自動性を欠いている」として批判するのである。 半数の六カ国には中国、フランス、イギリス、ソ連およびアメリカが常に含まれねばならないと推定することがで 同時に彼らは、 り当ては、理事会の一一の国家の代表の投票によって行われ、表決問題は未だ明確になっていないが、我々は、 なく、ダンバートン・オークス提案にも盛り込まれたものであった。すなわち、ダレスは「加盟国への軍事力の割 行動が、自動的にではなく安全保障理事会における政治的な論議を経て行われるという方式は、改めて言うまでも や交渉の結果次第となれば、それは効果的な手段ではなくなるであろう」と述べている。このこと、 ダレスはその点について、 さらに、 これら代表はいかなる行動原理や行為基準にも縛られず、 基本的には、 「もし軍事力の行使が大いに論争の対象となり、... 便宜主義によって動かされる論争 自国への配慮にしたがって行動する」と述べ、 彼らの投票は完全に任意に行われるが 同提案の強制行動の手続きは、 すなわち強制 「真の

帰し、幻滅するだけである。

協調の枠組みが提示されたという点では評価するものの、それによる集団安全保障の確立については、 失敗であったとの認識に立っていたと言ってよいであろう。なお彼は、これまでも集団安全保障のいくつかの問題 点について指摘してきたが、その失敗の理由として、集団安全保障の対象となる侵略行為の定義の問題を最後に指 こうしてダレスは、ダンバートン・オークス提案そのものについては、提案に含まれる国際平和のための一定 基本的には **ത** 

府に委ねる」 使しなければならない。」しかも「法に支配される行政府は、 統制する軍事力を、恐怖心或いは好意的感情を持つことなく、 関を経由して人間の行動を規制する法体系を創出する。しかる後に彼らはそれらの法を施行する権限と義務を行政 は二つしかない。一つは「独裁政治」に委ねる方法であるが、 問題ではなく、 彼はその点について次のように説明する。すなわち、集団安全保障体制の確立の失敗の理由は、その「起草者 考慮の対象外である。もう一つの方法は、「自由人」が行う方法である。それは、「慣習、または立法機 のである。 現在の世界の状況に内在する欠陥」にある。 ダレスによれば、こうした制度の下においては、「行政府は自由裁量を許されず、 何が罰を受け、 さらには有力な者に対しても弱小の者に対しても行 彼によれば、軍事力の効果的な使用を保証する方法 それは言うまでもなく、「自由の犠牲と引き換え」 どのような行為が保護されるのかに 自らが

つい 何が適切で、何が不適切かについての、世界が認めた効果的な定義が未だに存在しない」からである。合意された さねばならない「ダンバートン・オークス提案の起草者には利用されなかった。」なぜなら、「国家の行動について な行使のための制度」は多くの困難に直面することを十分認識していたのである。 き行為についての、 「侵略の定義」が存在しないことへの疑問は、すでにダレスによって指摘されていたが、彼は、「善なる行為と悪し て、前もって知っている。」しかしこの方式は、彼によれば、国際社会という枠組みの中で平和秩序を創り出 十分、且つ世界的に承認された定義が存在しないところでは、 軍事力の責任ある、 且つ効果的

メンバーとしての立場に舞い戻り、曖昧な精神論的キリスト教道徳論を説くのである。 この問題にダレスはどのように対応すべきと考えたのであろうか。彼は、結局、連邦キリスト教会評議会の有 ħ

策であると主張した。 的コンセンサスが存在している。」したがって、この「道徳的コンセンサスが反映されないとすれば」法は有効性 行う資格は特にキリスト教会が持っており、 で集団安全保障は実現できないと結論づけるのである。それと同時にダレスは、その「道徳律を反映する判断」 に関する、普遍的ないかなる道徳的判断も存在しないことである」と述べ、「道徳的コンセンサス」が得られる めは、集団安全保障を考えるときに特に重要となるが、彼は、集団安全保障にとって「大きな障害は、 を失い、それを基礎とする行政府も正当性を喪失し、 すなわち彼によれば、「軍事力」とその行使を決定する「行政府」、それに「立法機関の背後には該共同体の道徳 キリスト教的な問題解決法、すなわち道徳性の向上こそが現実的解決 効果的な軍事力の管理も不可能となる。 こうした関係の見極 を

(Thomas E. Dewey) 宛てに送った覚書の中で、「治療行為を推進する安全保障理事会の権限は道徳的範疇のも なおダレスは、ダンバートン・オークス提案が完成した同じ一○月七日に、 調整と改良の勧告に限定されることは明白である。 新国際機構は、 超国家になり得ない 彼が外交問題顧問を務めるデュー 対 の

'06) 55 - 4 - 90

16,

(名城

論

説

指摘したのである。

13 Within the Society of Nations" Mar. 19, 1936, Dulles Papers. 1921; Dulles to Herbert Hoover, Apr. 7, 16, 1921, Dulles Papers. 国際連盟の集団安全保障に対するダレスの見解は、連盟が潜在的侵略国によって有名無実化される一九三〇年代にその た。例えば、Dulles, War, Peace and Change (NY, Harper & Brother, 1939); Dulles, "Peaceful Change

Dulles to Elisha M. Friedman, Nov. 7, 1921; Christian Herter to Dulles, Apr. 14, 1921; Dulles to Herter, Apr.

- <u>14</u> "The Renunciation of War", 1929, Dulles Papers
- <u>15</u> Ibid., p.1.
- <u>16</u>
- 二対シテ之ヲ擁護スルコトヲ約ス。 Ibid., p. 2. なお、 聯盟規約第一○条は ..... と規定する。 「聯盟国八、 聯盟各国ノ領土保全及現在ノ政治的独立ヲ尊重シ、且外部ノ侵略 また第一六条は注5 (ただし第一項前段のみ) を参照。 前掲
- 18 Ibid., pp. 2, 3.
- 陸海又八空軍ノ分担程度ヲ関係各国政府ニ提案スルノ義務アルモノトス。」と規定する。 聯盟規約第一六条第二項は「聯盟理事会ハ、前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ為使用スヘキ兵カニ対スル聯盟各国ノ 前掲『基本条約・資料集』
- 際政治危機があまり表面化していなかったこと、さらにより具体的には、ワシントン軍縮会議において一定の成果が得ら を問題にしなかった理由としては、第一次大戦後のアメリカ国内における孤立主義的な政治環境、および二〇年代には国 Anthony C. Arend, Pursuing a Just and Durable Peace (NY, Greenwood Press, 1988) p. 41. 🛱 🏗 且つ、 一九二一年に総会によって採択された解釈決議 (League of Nations, Official Journal: Special Supplement, ダレスがそれ

No. 6 (Oct. 1921) (Geneva, League of Nations, 1921) pp. 24ff) において、第一六条を適用するか否かは個別国家の判 その義務的性格も勧告的なものとされたことなどを挙げることができるであろう。

- 21 Dulles, "The Renunciation of War", p. 3, Dulles Papers.
- <u>22</u>
- <u>23</u> Ibid., pp. 3,4.
- $\widehat{\underline{24}}$
- <u>25</u>
- ていると言ってよいであろう。拙稿「国際連合の創設をめぐるダレスの超党派的関与」。 認識が一九四五年のサンフランシスコ国連創設会議における (集団安全保障とは異質な) 集団的自衛権の提案につながっ Ibid..ここから容易に推測できるように、ダレスは自衛権を国家固有の権利として認めている。Ibid., pp. 4,5. またこの
- <u>27</u> "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", 1932, p. 103, *Dulles Papers* 世論が政治的「プロパガンダ」によって影響を受けやすいことを認識しており、世論の絶対視には慎重であった。 粋に抽象概念であるため過激に陥らないような世論に期待している。 Social Science, No. 233, July 1929, p 104. ダレスはこの中で、国際法が未だ未成熟なこの時期にあっては、 なお、このことから推察できるように、 知的で且つ純 Dulles
- 28 Dulles, "The Renunciation of War" p. 4, Dulles Papers.
- <u>29</u> Ibid., p. 6.
- 30 Dulles, "The General Assembly", Foreign Affairs, Vol. 24, No. 1, Oct. 1945
- 31 Dulles, "The Renunciation of War", p. 7, Dulles Papers. 国家固有の権利としての自衛権については注26参照。 「純粋な自衛目的」 の具体的内容については言及されていな
- 32 Ibid., pp. 7, 8.
- Dulles, "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", 1932, p. 103

55-4-91 (名城 '06)

34

Ibid., p.108

論

35 Economic Sanctions", 1932, Dulles Papers.. Dulles, Ibid.; "Economic Sanctions", 1932; "Memorandom on First Draft of The Report of The Committee on

55 - 4 - 92

'06)

- <u>36</u> "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 104
- <u>37</u> Ibid., pp. 103, 104, 106, 107; "Economic Sanctions", pp. 5. 7.
- 38 "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 103
- <u>39</u> 前傾『基本条約・資料集』 通商上又八金融上ノ関係ヲ断絶シ、自国民ト違約国国民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ、且聯盟国タルト否トヲ問ハス他ノ総テ /国ノ国民ト違約国国民トノ間ノー切ノ金融上、 聯盟規約の経済制裁に関する規定の中核部分は、第一六条第一項後段で「... 他ノ総テノ聯盟国ハ、 通商上又八個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス。」 と規定されている。 之二対シ直ニー 切ノ
- $\widehat{\underbrace{40}}$ "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 104
- <u>41</u> Ibid.; "Economic Sanctions", p. 2.
- <u>42</u> "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 104
- <u>4</u>3
- <u>44</u>
- 45 "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", , p. 104
- <u>46</u> Ibid., pp. 104,105; "Economic Sanctions", pp. 2, ಬ
- $\widehat{47}$ "Economic Sanctions", p. 3.
- <u>48</u>
- <u>49</u> Ibid., pp. 3,
- $\widehat{50}$ "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 106
- 51 Ibid..

- <u>52</u>
- <u>53</u> Ibid., pp. 106, 107; "Economic Sanctions", p. 5.
- 54 quoted in "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 107
- 55 "Economic Sanctions", p. 5.
- $\widehat{56}$ "Should Economic Sanctions Be Applied in International Disputes?", p. 107
- <u>57</u>
- 58 Ibid., p. 107.
- <u>59</u> Ibid., p. 108.
- 60 "Economic Sanctions", p. 7.
- 城法学』第四五巻、第二号、一九九五年、一一月、八、一二頁。 War, Peace and Change (NY, Harper & Brother, 1939), p. 30; 拙稿「ダレスの基本的世界観と国際平和秩序構想」 "名 闘争となる」と考え、前者をスタティック(静的)勢力、後者をダイナミック(動的)勢力と呼ぶ。 持しようとする人々と、現状に不満を持ち、他人を犠牲にしても (自己の欲するものを) 獲得しようとする人々との間の ダレスは「物質領域においては、利己的な欲求間の紛争は基本的には現状に満足しており、現に保有しているものを維 持たざる者 (国) という呼び方よりも意味内容が正確に伝えられ、 より望ましいとしている。 なお、この呼び方は、 Dulles,
- <u>62</u> Harper & Brother, 1939) "The Road to Peace", The Atlantic Monthly, Vol. 156, No. 4, Oct. 1935; Dulles, War, Peace and Change (NY,
- <u>63</u> University Microfilms, 1970), p. 65.; 拙稿「ダレスの基本的世界観と国際平和秩序構想」二九、三〇頁。 John Ladenburger, The Philosophy of International Politics of John Foster Dulles, 1919-52 (Ann Arbor, Michigan,
- 64 Statement re. Kellogg Briand Treaty, Sept. 16, 1939, Dulles Papers
- <u>65</u> War, Peace and Change, p. 95.
- <u>66</u> Ibid.; Anthony C. Arend, op. cit., pp. 44, 45

55-4-93 (名城 '06)

67

論

- <u>68</u> 拙稿「ダレスの基本的世界観と国際平和秩序構想」二六 四四頁。
- <u>69</u> Dulles, "The Treaty of Versailles", March 5, 1941, p. 6, Dulles Papers
- $\widehat{70}$ John Ladenburger, op. cit., pp. 65, 66.
- <u>72</u> 71 Peace and Change, p. 97.
- <del>7</del>3 前掲『基本条約・資料集
- <del>74</del> War, Peace and Change, p. 50; "The Road to Peace", p. 496
- <del>75</del> "The Road to Peace", p. 497.
- $\widehat{76}$ printed as a pamphlet, p. 14, Dulles Papers. Dulles, "Peaceful Change Within the Society of Nations", Address delivered at Princeton Univ., March 19, 1936, re-
- <del>77</del> "The Road to Peace", p. 496.
- <del>78</del> War, Peace and Change, pp. 50, 51.
- <del>7</del>9 Dulles to Quincy Wright, Dec. 19, 1939, pp. 1, 2, Dulles Papers.
- 80 Quincy Wright to Dulles, Jan. 2, 1940, p. 1, quoted in Anthony C. Arend, op. cit., p. 45
- 81 Quincy Wright to Dulles, Jan. 20, 1940, p. 2, Dulles Papers.
- 82 Dulles to Quincy Wright, Feb. 19, 1940, p. 1, Dulles Papers.
- 83 Dulles, "The Aftermath of The World War", International Conciliation, Apr. 1941, No. 369, p. 265
- Dulles to James P. Pope, Apr. 28, 1942, p. 1, Dulles Papers.
- に関する勧告」を行うために、国務省内にハル (Cordell Hull) 国務長官を最高責任者とする戦後外交政策に関する諮問 側が最終的に勝利するとの確信をもつに至り、米国にとって重要な国際問題を研究し、大統領に対し、「米国の戦後政策 ルーズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 政権は、第二次世界大戦の開始から二年余り経った一九四二年には、 連合国

構の設立に関する検討は、政治問題小委員会において新たに設置することが決定された国際機構特別小委員会に委ねられ 委員会を設置するとともに、いくつかの特定分野ごとに、専門的に検討を行うための小委員会を設置した。そして国際機

拙稿「国際連合の創設をめぐるダレスの超党派的関与」二四、二五頁。 Harley Notter, Postwar Foreign Policy Preparation, 1939-1945 (Washington, D.C., US GPO, 1949) pp. 69, 78, 96, 98;

- 86 Peace and Change, p. 15.
- <u>87</u> http://www.cosmos-club.org/journals/1995/miller.html
- 88 序構想」二七、二八頁。 を可能とするモデルの一つと考えた。 $War,\ Peace\ and\ Change,\ pp.\ 124,126$ : 拙稿「ダレスの基本的世界観と国際平和秩 Dulles to Helen H. Miller, Mar. 7, 1940, p. 1, Dulles Papers. なお、ダレスは、 アメリカ合衆国の連邦制を平和的変更
- 89 Dulles to Walter W. Van Kirk, Sept. 25, 1941, p. 1, Dulles Papers.
- 90 Dulles, "Long Range Peace Objectives", Sept. 18, 1941, p. 1, Dulles Papers.
- 91 第四四巻、第一号、 キリスト教会を媒介とする国際平和秩序のための活動については、 一九九四年七月を参照。 拙稿 「ダレスと国際連合の成立 (1)」 『名城法学』
- 92 "Long Range Peace Objectives", pp. 8. 9
- 93 Ibid., p. 15.
- 94 Ibid., p. 17.
- 95 Ibid., p. 19
- 96
- 97
- of Guiding Principles) Dec. 11, 1942, The Commission to study the Bases of a Just and Durable Peace, "A Just and Durable Peace" Dulles Papers (Pamphlet: Statement

'06) 55 - 4 - 94

55-4-95 (名城 '06)

- 99 (Pamphlet) May, 1943, Dulles Papers. The Commission to study the Bases of a Just and Durable Peace, "SIX PILLARS OF PEACE: A Study Guide"
- 100 その間の事情については、拙稿「ダレスと国際連合の成立 (1)」一九七 二〇一頁参照。
- 101 The Text of the remarks by Dulles on "six pillars of peace", Mar. 18, 1943, p. 8., Dulles Papers

'06) 55 - 4 - 96

102

論

説

意味はまず国際平和秩序を形成することが課題であり、その後に初めて制裁の問題も決定されるというものであった。 Dulles to James P. Pope, Apr. 28, 1942, p. 1, Dulles Papers. ダレスにとって、 制裁、 すなわち強制的軍事行動は、 飽くまでも、 第二義的なものでしかなかった。 彼によれば、 その

ダンバートン・オークス会議は八月二一日から九月二八日まで米英ソ三国の間で、

103 章によって構成されていたが、周知のように、安保理事会の表決手続き問題等いくつかの重要な問題は、 英中三国の間で開かれた。 ダンバートン・オー 最終決定は翌年のサンフランシスコ国連創設会議に持ち越された。 クス提案は正式には「一般的国際機構創設のための提案」 九月二九日から一〇月七日までは米 依然検討中で、 と言われ、

Dept. of Public Information, UN, Yearbook of the U.N. 1946-47 (NY Lake Success, 1947), pp. 4-9

- 104 Dulles to Richard S. Childs, Feb. 29, 1944, p. 1, Dulles Papers.
- 105 Churches of Christ in America, at Pittsburgh, Pa., Nov. 28, 1944), pp. 5, 6, Dulles Papers Dulles, "The Dumbarton Oaks Proposals" (Portion of address at the Biennial Meeting of The Federal Council of the
- 106 Yearbook of the U.N. 1946-47, pp. 6,
- 107 Radio Address (Station WJW) by Dulles, Jan. 16, 1945, Dulles Papers
- 108 "The Dumbarton Oaks Proposals", p.
- 109 Ibid., pp. 1, 6.
- 110 Ibid., p. 2.

- 112
- 113 Anthony C. Arend, op. cit., p. 49.
- 114 "The Dumbarton Oaks Proposals", p. 1.
- 115 1982), p. 237. Dulles to Bishop Oxman, Nov. 8, 1944, quoted in Ronald W. Pruessen, John Foster Dulles (NY, The Free Press,
- 116 "The Dumbarton Oaks Proposals" ņ
- 117
- 118
- 119 Dulles to Richard S. Childs, p.
- 120 "The Dumbarton Oaks Proposals",
- 121
- 122 Ibid., pp. 5, 6.
- Papers. Memorandum by Dulles, Oct. ယ့ 1944 (Enclosure in the letter from Dulles to Dewey, Oct. 7, 1944), p. 2 Dulles

#### おわりに

復政策などから受ける印象とは大分異なるものであった。 責任ある地位に就いていたわけではなく、 としての外交政策、 概観してきたように、 例えばかなりレトリックに過ぎない側面があるとは言え、 国際連合の創設に至るまでのダレスの集団安全保障に対する見解は、 したがって彼の率直な集団安全保障観が与件としての時代状況の変化に しかし、 ダレスが民主党に協力したこの時期は、 極めて好戦的な印象を与えた大量報 彼の国務長官 政府の

応じて披瀝されたと考えてよいと思われる。

その姿勢は国連の創設に至るまでの期間を通じてほぼ一貫していたと言ってよいであろう。それは言わば、 と言うことができるであろう。 義と相通ずる考えであるが、 の戦争を終わらせるための戦争を肯定する集団安全保障に代わる平和秩序を追求する平和主義、 するようになる。 に導入された集団安全保障については、その適用の非現実性が徐々に明らかになるとともに、 含まれる諸国家を連合させ軍事力への依存を抑制するといった点を中心に当初はそれを強く支持していたが、 本論でも言及したように、ダレスは、ウィルソンによって提案された恒久平和のための構想については、そこに 特にその軍事的措置についてはそれが決して平和とは相容れず実効性に乏しいとして批判するが、 その点で、 後者は特に不戦条約を高く評価したところにも現れていた。 彼の思考には現実主義的な側面と同時に平和主義的な側面が同居してい 彼もそれを強く批判 或いは世界連邦主 す べて

複雑化するが、 このような彼の二面性は、 概して言えば、こうした側面は時代状況の変化に柔軟に対応し、 一九三〇年代に顕著に現れる彼のキリスト教を基礎とする道徳主義と結びついてより 強弱をつけて彼の思考に反映され

治共同体の形成が優先されるべきであり、それが欠落している場合には、 具体的に、 も十分な機能を果たせないと考えたのである。国連創設直前に彼が到達した集団安全保障に対する考え方を、 際秩序形成に果たす軍事力の役割を極力低く評価した。すなわち彼は、平和的変更メカニズムを有する基本的な政 いずれにしても彼は、 敢えて要約すれば次の通りとなろう。 キリスト教的道徳を強調する自由主義的国際主義者として、国際紛争を解決し、 軍事力もそれを中核とする集団安全保障 平和な国

があり、 すなわち、 しかもその秩序は、 諸国家は、 彼らが集団安全保障を実行に移す場、 変化が容易に受容され、 硬直的な現状がい すなわち国際秩序の形態について合意に達する必要 たずらに保守されないような柔軟なもので

るものであったと言うべきであろう。それに対するダレスの明示的な認識はもちろん示されていないが、一方で、 していたことを否定することはできないであろう。 国連創設までの段階においては、 ものであった。これまでも指摘したように、これらの考え方は多分に抽象的且つ精神的性格が強く、 かについて共通の認識を持つ必要がある。そしてこうした条件が満たされて初めて集団安全保障も機能するという なければならない。また国際機構加盟国は、 ダレスはウィルソン主義、 共同体意識を涵養すると同時に、どのような行為が違反行為となるの 乃至集団安全保障のもつ理想主義にも一縷の望みを託 具体性に欠け

全保障規定の精緻化にかかわらず、 の経済的利害関係、さらには冷戦の萌芽とソ連に対する警戒感等への現実的配慮が彼にも強い影響を与え、集団安 ことはすでに言及した。 ただ国連創設の時点では、 中南米諸国ですでに地域機構が結成されつつあったことや、 集団的自衛権、 およびそれと結びついた地域機構の容認に道を開いてしまった それら諸国とアメリカと